

### 大牟田市清掃事業年表

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
T6	4	市制施行 庶務課内に衛生係を設置				
S8			4	健老町にごみ焼却場を建設		
13	5	し尿処理手数料条例 制定			5 8	し尿処理手数料の制定 2908 銭以内 市営によるし尿収集処 理を開始
16	9	衛生課（保健係、清掃 係）を設置				
18	3	し尿処理手数料条例一 部改正			3	し尿処理手数料の改正 1 桶 15 銭以内
20	8	戦災のため収集業務を 一時中止				
25	9	清掃課（清掃係、駆除 係）を設置				
26	4	収集再開 し尿処理手数料条例一 部改正			4	し尿処理手数料の改正 1 桶 10 円
27	1	部制施行 衛生部に清掃課（第 1 係、第 2 係）を設置				
29	10	大牟田市清掃条例制定	10	第 1 種手数料制定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 200 円、2 級 150 円、 3 級 100 円、4 級 50 円、5 級 30 円 第 3 種手数料制定 （犬・猫等の死体処理） 1 頭につき 100 円 特別手数料制定 （建築・解体等による多量ごみ） 荷車 1 台 150 円、馬車 1 台 300 円、自動三輪車 （1 t 積）1 台 400 円、自動 三輪車（2 t 積）1 台 600 円、小型貨物自動車 1 台 600 円、大型貨物自動車 1 台 1,000 円	6 10	し尿の海洋投入を開始 第 2 種手数料制定 （糞尿の処理） 1 桶 15 円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S31	4	大牟田市清掃条例一部改正	4	第1種手数料改定 (ごみ・燃えがらの処理) 1級 1,000円、2級 600円、3級 300円、4級 200円、5級 150円、6級 100円、7級 50円、8級 30円		
33			6	大浦焼却場建設		
35	1	大牟田市清掃条例一部改正			1	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 20円
37	8	大牟田市清掃条例一部改正			8	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 27円
40	10	大牟田市清掃条例一部改正			10	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 30円
42					10	手鎌終末処理場で一部処理開始
43	3	大牟田市清掃条例一部改正			4	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 40円
	8	機構改革により、清掃課の事務部門を庶務課に移管				
44			4	新開町3番地を借用、約3年間埋立(六百間) 健老清掃工場竣工		
45	7	機構改革により衛生部より独立、清掃部を新設 庶務課(庶務係、調査係)業務課(第1係、第2係、健老清掃工場)を設置				
47	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例制定 (一般家庭ごみを無料とする)	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 500円 1日平均20kg~30kg 1月 1,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 1,000円 普通自動車1台につき 2,000円 犬、猫等の死体処理手数料		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S47				1 体につき 100 円 産業廃棄物処理手数料 廃油処分 18010 円、廃プラスチック類収集・運搬 1kg 20 円、廃プラスチック類処分 1 台 100 円、紙くず収集運搬 1kg10 円、紙くず処分 1 台 100 円、木くず処分 1 台 100 円、繊維くず処分 1 台 100 円、動植物性残渣処分 1 台 100 円、ゴムくず処分 1 台 100 円、金属くず処分 1 台 100 円、建設廃材処分 1 台 100 円、動物の糞尿処分 1,300 円、動物の死体 1 体につき 100 円、ガラスくず及び陶磁器くず収集運搬 1kg1 円、ガラスくず及び陶磁器くず処分 1 台 100 円  健老町地先埋立地を借用 (三百間)	10	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1 月 1 人につき 60 円 (2 歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 300 (端数は四捨五入) につき 50 円
48			8 9	大気汚染防止法 (硫黄酸化物の規制) 適用 大浦焼却場廃止	4	4 月 28 日し尿業者との間に紛争発生 6 月 4 日終結調印
49	10 12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例改定 清掃業務とする手数料徴収業務を委託			11	し尿処理手数料改定 1 人当たり 90 円 300 につき 75 円
50			1 4~ 6	第 1 清掃事務所竣工 東谷埋立地に廃棄物 14,000 m <sup>3</sup> を移送		
51	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1 日平均 10kg~20kg 1 月 1,000 円 1 日平均 20kg~30kg 1 月 2,000 円 第 12 条第 1 項第 1~第 9 号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・ゴムくず・金属くず・ガラスくずおよ	3 4	港清掃事業所竣工 し尿海洋投入 50 海里に規制 廃棄物排出船「ありあけ丸」(494t) 就航

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S51	9	ごみ非常事態宣言		び陶磁器くず・建設廃材) 軽自動車1台につき200円、4t未満の自動車1台につき500円、4t以上の自動車1台につき1,000円		
			12	第1大浦谷埋立地造成(第1期工事)健老町埋立地の土壌約21,000m <sup>3</sup> を移送(～S52.3)		
52	7	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部	8	第1大浦谷埋立地造成(第2期工事)健老町埋立地の土壌約30,000m <sup>3</sup> を移送(～S52.12)	4 10	し尿業者を許可制から委託制へ変更 手数料徴収の電算化
53	4	清掃手数料徴収事務を直営化	1 10	水質汚濁防止法(工場排水規制)適用 第1大浦谷埋立地造成(第3期工事)健老町埋立地の土壌約22,000m <sup>3</sup> を移送(～S53.12)	4 9	祐徳近海汽船(株)と海洋投入委託契約 北部し尿中継所竣工
54			10 11	第1大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約26,960m <sup>3</sup> を移送(～S54.11) 大気汚染防止法(塩化水素の規制)適用	4	荒尾市からのし尿搬入受入開始
55			10	第1大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約40,900m <sup>3</sup> を移送(～S55.12) 第2大浦谷基本設計 福岡大学土木工学部水理衛生実験室に第2大浦谷埋立地環境影響評価及び基本計画を委託(～S55.12)		
56			3 7 9	第1大浦谷埋立地覆土工事をし埋立完了 第2大浦谷埋立地造成(1期工事)健老町埋立地の土壌約36,400m <sup>3</sup> を移送(～S57.5) 健老町埋立地拡張工事(埋立面積18,741m <sup>2</sup> ,埋立容量99,183m <sup>3</sup> )(～S57.2)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S57	7	大牟田市廃棄物の処理 および清掃に関する条 例一部改正	6	<p>第2大浦谷埋立地造成(2 期工事) 健老町埋立地の 土壌約 34,300 m<sup>3</sup>を移送 (~S58.2)</p> <p>ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均 10kg~20kg 1月 2,000 円 1日平均 20kg~30kg 1月 3,000 円</p> <p>臨時ごみ 軽自動車 1台につき 2,000 円 普通自動車 1台につき 4,000 円</p> <p>事業活動に伴って生じた ごみ処理手数料 最大積載量 350kg まで の自動車 1台につき 500 円、最大積載量 350kg~1t までの自動車 1台につき 1,000 円、最大積載量 1t 以上の自動車 1台につ き 1,000 円</p> <p>第12条第1項第1~第9 号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙く ず・木くず・繊維くず・動 植物性残渣・ゴムくず・金 属くず・ガラスくずおよ び陶磁器くず・建設廃材)</p> <p>最大積載量 350kg まで の自動車 1台につき 500 円、最大積載量 350kg~1t までの自動車 1台につき 1,000 円、最大積載量 1t 以上の自動車 1台につ き 1,000 円</p> <p>第12条第1項第10号に 掲げる産業廃棄物 (動物の糞尿) 100ℓにつき 60 円</p> <p>第12条第1項第11号に 掲げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 600 円</p>	8	<p>し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき 150 円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(端数は四捨五入) につき 105 円</p>

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S58			5	第2大浦谷埋立地造成(第3期工事)健老町埋立地の土壌約 45,700 m <sup>3</sup> を移送(～S59.2)		
59			11	粗大ごみ定期収集開始		
60	3 9 10	大牟田・荒尾清掃施設組合設立 大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正 浄化槽法施行	2 12	第2大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約 25,600 m <sup>3</sup> を移送(～S60.3) 新開クリーンセンター建設工事着工 第2大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約 42,000 m <sup>3</sup> を移送(～S60.3)	7	港清掃事業所一時貯留槽改修(～S60.9)
61			12	第2大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌約 5,000 m <sup>3</sup> を移送 第2大浦谷埋立地覆土工事をし埋立完了 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約 45,000 m <sup>3</sup> を移送(～S62.3)		
62			11	早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約 40,220 m <sup>3</sup> を移送(～S63.2)		
63			3 11 12	健老清掃工場廃止 新開クリーンセンター竣工 可燃ごみと粗大・不燃ごみとの分別収集開始 週2回収集第1年次開始 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約 30,000 m <sup>3</sup> を移送(～H1.2)	1 10	港事業所脱臭機取替え工事(～S63.3) 第2清掃事務所建設工事着工
H1	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均 10kg～20kg 1月 2,500円 1日平均 20kg～30kg	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき 200円(2歳未満の乳児を除く)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H1				1月 3,500円 臨時ごみ 軽自動車 1台につき 3,000円 普通自動車 1台につき 6,000円 事業活動に伴って生じた ごみ処理手数料 最大積載量 350kg まで の自動車 1台につき 750 円、最大積載量 350kg～1t までの自動車 1台につき 1,500円、最大積載量 1t 以上の自動車 1t1台につ き 1,500円 第12条第1項第1～第9 号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙く ず・木くず・繊維くず・動 植物性残渣・ゴムくず・金 属くず・ガラスくずおよ び陶磁器くず・建設廃材) 最大積載量 350kg まで の自動車 1台につき 750 円、最大積載量 350kg～1t までの自動車 1台につき 1,500円、最大積載量 1t 以上の自動車 1t1台につ き 1,500円 第12条第1項第10号に 掲げる産業廃棄物 (動物の糞尿) 100ℓにつき 100円 第12条第1項第11号に 掲げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 1,000円		人員によるもの(くみと り式水洗便槽) 1月1人につき 250円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(端数は四捨五入) につき 140円
					6	第2 清掃事務所建設工 事竣工
					7	清潔なまちづくり整備 事業として公衆便所 2 か所建替(上官、築町) 公衆便所周辺整備 1カ所 (東新町)
			11	週2回収集第2年次開始 (全市の80%週2回収集)  早鐘埋立処分地へ健老町 埋立地の土壌約 40,000 m <sup>3</sup> を移送(～H2.2) 新開ヤード整備工事 (～H2.1)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H2	9	機構改革により庶務課は清掃総務課へ、庶務担当は庶務経理担当へ移管、業務課の第一担当と第二担当はそれぞれ業務第一担当と業務第二担当へ名称変更	10	市内全域週2回収集達成 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m <sup>3</sup> を移送（～H3.2）	6	大牟田市環境整備事業協同組合と収集運搬委託契約一本化
3			10	産業廃棄物の搬入規制開始 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m <sup>3</sup> を移送（～H4.2）	3 12	公衆便所建替（明治町） 港事業所貯留槽増設工事着工（H4年に完成予定）
4	1	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	1 9 12	廃棄物処理施設（第三大浦谷埋立地）整備工事着工（H6年完成予定） 第1清掃事務所周辺整備事業（車庫整備）着工 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌20,000 m <sup>3</sup> を移送	9 10	港事業所貯留槽完成 直営地域の定日定期計画収集実施
5	4 12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例及び条例施行規則改正 大牟田市ごみ散乱防止条例制定	4	ごみ処理手数料改定（それぞれ消費税を加算） 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,800円 1日平均20kg～30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じるごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円、最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,000円、最大積載量1t以上の自動車1台につき2,000円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,000円、最大積載量350kg～1tまで	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの（普通便槽） 1月1人につき250円（2歳未満の乳児を除く） 人員によるもの（くみとり式水洗便槽） 1月1人につき370円（2歳未満の乳児を除く） くみとり量によるもの 300（端数は四捨五入）につき 250円



年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H5				<p>の自動車 1 台につき 2,000 円、最大積載量 1t 以上の自動車 1t1 台につき 2,000 円 第 12 条第 1 項第 10 号に掲げる産業廃棄物 100l につき 150 円 第 12 条第 1 項第 11 号に掲げる産業廃棄物 1 体につき 1,500 円</p>		
			12	早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌 17,500 m <sup>3</sup> を移送 (～H6. 3)		
6			3	第一清掃事務所周辺整備事業 (車庫整備) 完了	1	港貯留槽改修工事完了
			9	廃棄物処理施設 (第三大浦谷埋立地) 整備工事完了	3	第 2 清掃事務所車庫増設工事完了
7			2	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 9,500 m <sup>3</sup> を移送 (～H7. 3)		
			7	モデル小学校を拠点とした空き缶の資源回収事業開始		
			10	モデル地区公民館での空き缶・空きびんの資源回収事業開始		
8	7	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	2	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 8,000 m <sup>3</sup> を移送 (～H8. 3)	1	荒尾市からのし尿搬入受入終了
			8	<p>ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1 日平均 10kg～20kg 1 月 2,800 円 1 日平均 20kg～30kg 1 月 4,000 円 臨時ごみ 軽自動車 1 台につき 4,000 円 普通自動車 1 台につき 8,000 円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量 350kg までの自動車 1 台につき 1,250 円、最大積載量 350kg～1t まで</p>	2	業者地域の定日定期計画収集実施
					8	<p>し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算) 人員によるもの (普通便槽) 1 月 1 人につき 300 円 (2 歳未満の乳児を除く) 人員によるもの (くみとり式水洗便槽) 1 月 1 人につき 520 円 (2 歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30l (端数は四捨五入) につき 300 円</p>

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H8				<p>の自動車1台につき2,500円、最大積載量1t以上の自動車1t1台につき2,500円  第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物  最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,250円、最大積載量350kg～1tまでの自動車1台につき2,500円、最大積載量1t以上の自動車1t1台につき2,500円  第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物  100ℓにつき150円  第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物  1体につき1,500円</p>		
9	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	2	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌8,000m <sup>3</sup> を移送(～H9.3)		
			2	エコショップ認定事業開始		
			10	地域(銀水・笹原・玉川・天道の4校区)での資源物(不燃物および紙類等)の回収事業開始		
10			1	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌20,000m <sup>3</sup> を移送(～H10.3)		
	4	一般廃棄物処理施設建設推進室設置	4	資源物回収の地域拡大(4校区から12校区へ) 8校区(三川・諏訪・大正・明治・平原・高取・上内・倉永)		
	10	機構改革により清掃部(清掃総務課,業務課)と衛生部の一部(公害対策課,公衆衛生課の一部)を統合、環境部へ名称変更	10	資源物回収の地域拡大(12校区から市内全域で実施)12校区(三里・川尻・駛馬南・駛馬北・上官・大牟田・中友・白川・三池・羽山台・吉野・手鎌)	11	し尿運搬船「第2ありあり」就航
	12	一般廃棄物処理基本計画策定	12	第三大浦谷埋立地へ新開クリーンセンターの焼却灰の直接搬入を開始		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H11	10	大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定(10月1日)	10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 46,500 m <sup>3</sup> を移送(～H12.3)		
12	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	10	リサイクルプラザ建設工事着工 大牟田・荒尾RDFセンター建設工事着工	10	東部環境センター建設工事着工
13			3	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 5,200 m <sup>3</sup> を移送(～H13.3)		
			4	粗大ごみの定期収集を廃止 大型ごみの戸別収集開始		
14	4	廃棄物対策課設置	4	資源物回収業務委託(紙類)		
			9	透明ごみ袋制開始		
			11	大牟田・荒尾RDFセンター竣工 大牟田・荒尾新開クリーンセンター廃止		
15			2	資源物回収品目拡大(ペットボトル・白色トレイ)	3	東部環境センター竣工 港清掃事業所廃止 し尿海洋投入廃止
	4	一般廃棄物処理施設建設推進室廃止 施設課設置	3	リサイクルプラザ竣工 健老町埋立地使用停止		
	6	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	4	資源物回収業務委託		
			9	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円		
16	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	7	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 10kg(10kg未満の端数	4	し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき440円(2歳未満の乳児を除く)

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H16				は10kgとみなす。)につき100円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円		人員によるもの (くみとり式水洗便槽) 1月1人につき860円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(30ℓ未満の場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき330円
17	6 8	大牟田市廃棄物の処理 および清掃に関する条例 一部改正 ごみ減量対策室設置				
18	2	ごみ処理基本計画改定	2	ごみ処理手数料改定 燃えるごみ袋(家庭用) 大(400×10枚) 400円 中(250×10枚) 250円 小(150×10枚) 150円 燃えるごみ袋(事業所用) 大(400×10枚) 630円 燃えないごみ袋(家庭用) 中(250×10枚) 250円 燃えないごみ袋(事業所用) 中(250×10枚) 420円 大型ごみ(家庭用) 指定シール1枚につき400円 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料(消費税を加算) 2t積載自動車(2t車未満のものは2t車とみなす。)1台につき2,000円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円		
19	4	大牟田市廃棄物の処理 および清掃に関する条例 一部改正	4 7	資源物回収品目拡大(古布・古着) 有害ごみの回収事業開始 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H19			12	<p>分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき200円</p> <p>第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき200円</p> <p>ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算)</p> <p>燃えるごみ袋(家庭用) 大(400×10枚) 400円 中(250×10枚) 250円 小(150×10枚) 150円</p> <p>燃えるごみ袋(事業所用) 大(400×10枚) 630円</p> <p>燃えないごみ袋(家庭用) 中(250×10枚) 250円 特小(100×10枚) 100円</p> <p>燃えないごみ袋(事業所用) 中(250×10枚) 420円</p> <p>大型ごみ(家庭用) 指定シール1枚につき400円</p>	10	北部し尿中継所使用停止
20			6	<p>剪定枝チップ機貸出し事業開始</p> <p>エンジン式 1台 電動式 1台</p>		
			7	<p>生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業開始</p> <p>電動生ごみ処理機 1世帯に1台の交付で合計50台とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、2万円を上限額</p> <p>生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、1基あたり3千円を上限額</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H21	2	大牟田市廃棄物の処理 および清掃に関する条 例一部改正	4	資源物回収業務委託 (古布・古着)	2	し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算) 人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき500円 (2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの (くみとり式水洗便槽) 1月1人につき1,100円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(30ℓを超えた場合は 30ℓとみなし、30ℓを超え た場合は30ℓ未満の端数 は切り捨てる。)につき 330円
			5	生ごみ堆肥化機材等購入 補助金交付事業 (補助金額の変更) 電動生ごみ処理機 1世帯に1台交付で合計 50台とし、消費税を含む 購入価格の100分の45の 額で、1万8千円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付 で合計50世帯とし、消費 税を含む購入価格の100 分の45の額で、1基あた り2千7百円を上限額	4	東部環境センター有機 性廃棄物(22小学校調 理くず)搬入開始
22	3	ごみ減量対策室廃止				
	4	機構改革により環境総 務課徴収担当は環境業 務課へ移管 環境業務課施設担当は 環境施設課へ移管  環境企画課設置				
23	3	生活排水処理基本計画 改定				
	4	大牟田市廃棄物の処理 および清掃に関する条 例一部改正	4	計画収集業務の一部(3t 車3車分)を委託  福祉収集開始		浄化槽汚泥処理手数料 制定(消費税を加算) 搬入量によるもの 10kg(10kg未満の端数 は10kgとみなす。)に つき10円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H24	3	ごみ処理基本計画一部改定				
	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正				
	12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正				
25		4	<p>ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料</p> <p>2t 積載自動車(2t 車未満のものは 2t 車とみなす。) 1 台につき 2,100 円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料</p> <p>10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物</p> <p>10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 10 号に掲げる産業廃棄物</p> <p>10kg(10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 31 円</p> <p>第 12 条第 1 項第 11 項に掲げる産業廃棄物</p> <p>1 体につき 1,575 円</p> <p>使用済み小型家電回収事業(ボックス及びピックアップ回収)開始</p>	4	<p>し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を含む) 一般世帯等の便槽</p> <p>10ℓ(10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき 70 円</p> <p>事業所等の便槽</p> <p>10ℓ(10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき 120 円</p>	